

変動金利定期預金＜単利型＞

(平成26年4月1日現在適用中)

項 目	内 容												
1. 商 品 名	・変動金利定期預金＜単利型＞												
2. ご 利 用 先	・法人および個人												
3. 期 間	・3年 ・預入時の申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
4. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位												
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	・預入後、6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入時から6か月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M型）6か月もの、大口定期預金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算												
7. 手 数 料	—												
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)												
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともに払い戻します。 なお、算出した中途解約利率は、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と中途解約利息との差額を清算します。 <table border="0"> <tr> <td>・預入期間が6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	・預入期間が6か月未満	解約日における普通預金利率	・預入期間が6か月以上1年未満	約定利率×40%	・預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	・預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	・預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	・預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
・預入期間が6か月未満	解約日における普通預金利率												
・預入期間が6か月以上1年未満	約定利率×40%												
・預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
・預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
・預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
・預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												

項 目	内 容
10. 満期日以後の利息	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 税 金	・ 利子に対して一律 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%） ・ 個人の場合はマル優の取扱いができます。
12. 金 利 情 報	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
13. 預 金 保 険 制 度	・ 本預金は、預金保険制度の対象となります。

＜当行が契約している指定紛争解決機関＞
全国銀行協会

連 絡 先 ： 全国銀行協会相談室

電話番号 ： 0570-017109 または 03-5252-3772